

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第11回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

遺産分割調停・審判や相続預金の 仮払いについて質問を受けた



前

回は遺産分割協議について解説しましたが、今回はその遺産分割協議がまとまらない場合に家庭裁判所が関与する「遺産分割の調停・審判」と分割協議前の相続預金の仮払い制度を取り上げます。

△遺産分割調停・審判▽

遺言書がない場合の遺産分割手続きにおいては、相続人全員が遺産分割協議を行う必要があります。その協議がまとまらない場合は、家庭裁判所が関与する遺産分割調停・審判の手続きを利用することになります。

遺産分割の紛争に関しては、まず調停手続きから始まり、調停が不調となった場合に審判に移行するケースが多くなっています。

(図表1)。

遺産分割調停では、審判官1名と客観的な立場の調停委員2名に

間に入ってもらい、当事者である相続人同士が、裁判所の非公開の部屋で話し合います。相続人間で合意に至った場合には、その内容が調停調書に記載され手続きは終了となります。

次に、調停が不調に終わった場合、その事案は遺産分割審判に自動的に移行します。審判では、家庭裁判所において相続人全員が一堂に会し、裁判官の進行のもと各相続人が主張を繰り返します。

その一方で、随時話し合いによる解決の機会がもたれ、当事者間で合意できれば調停が成立したのとして裁判所によって調停調書が作成され、審判は終了することになります。

双方の話し合いがまとまらない場合には、最終的に裁判官が審判を下すことになります。審判告知日から2週間以内に審判の内容に

不服のある相続人が即時抗告しなければ、その審判の内容で確定したことになります。審判確定証明書が発行されることになります。

相続預金の払戻手続きにはこれから調停調書または審判書謄本・確定証明書が必要です(図表2)。

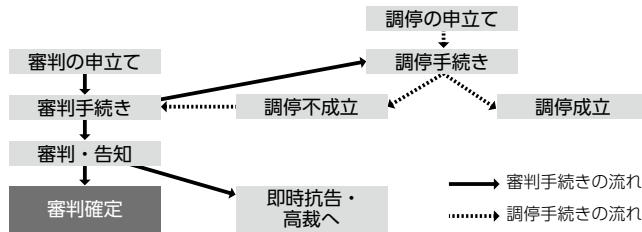
150万円までの仮払いは
家庭裁判所の手続きが不要

△分割協議前の相続預金の仮払い
制度▽

以前は遺産分割協議が終了するまでは相続人単独で相続預金の払戻しができず、被相続人の債務の弁済や葬儀費用、相続人の生活費の支払いに支障がある可能性がありました。民法改正により令和元年7月に、2つの「相続預金の仮払い制度」が始まり、遺産分割前に相続人全員の同意がなくなると、各相続人は相続預金の払戻請求が



図表1 遺産分割調停および審判の手続きの流れ



図表2 遺産分割審判書謄本及び確定証明書

令和4年(家)第444号 遺産分割申立事件	
審判	
～ 省略 ～	
主文	1 被相続人近代太郎(令和4年1月1日死亡)の遺産を次のとおり分割する。 (1) 同目録1記載の預貯金は、近代一郎の単独取得とする。
～ 省略 ～	
よって、主文のとおり審判する。 令和4年12月13日	
東京家庭裁判所 家事審判官 法村 照	
これは謄本である 同日同庁 裁判所書記官 則竹 公子	
審判確定証明書	
事件の表示	令和4年(家)第444号 遺産分割申立事件
当事者の表示	申立人 近代一郎 相手方 近代花子 被相続人 近代太郎
審判の日	令和4年12月13日
確定年月日	令和4年12月27日
上記のとおり証明する。 令和4年12月27日 東京家庭裁判所 裁判所書記官 則竹 公子	

できることとなりました。
①家庭裁判所が関与する仮払い
家庭裁判所での遺産分割の調停や審判が申し立てられている場合において、相続預金の払戻しを受けた相続人が仮払いの申請を行って、その審判を受けることにより、決定された金額の払戻しを受けることができます。
この仮払いにより、各相続人の最終的な相続分が増減することは

なく、仮分割がなかったものとして分割の調停または審判が行われます。
なお、相続預金から払い出した資金を生活費等へ充てることの必要性が問われ、他の相続人の利益を害しない場合に限り認められる制度となっています。
なお、この制度による相続預金の払戻し手続きには、審判書謄本と確定証明書が必要となります。

②各金融機関による仮払い

150万円までの少額の仮払いについては、家庭裁判所での手続きを経ずに、資金使途も問われずに、各金融機関で相続預金の払戻しができます。各相続人は、相続預金のうち口座ごとに次の計算式で求められる金額については、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。

・相続発生時の口座預金額×1/3×払戻しを行う相続人の法定相続分

これは遺言書がある場合や遺産分割協議が完了していないことが前提となる手続きで、金融機関ごとに払戻金額の上限が150万円と定められています。この制度により払戻しを行ったときには、自店だけで完結させず、全支店全体で情報を共有するように取り扱わなければなりません。

金融機関所定の「仮払い請求書」と添付書類の提出を受けて、金融機関側で仮払い金額の計算を行い、請求した相続人の口座に払戻すことになります。

88

ここまでやるべき!



- 遺産分割協議がまとまらず、遺産分割調停・審判の手続きを利用した場合、相続預金の払戻し手続きにおいては、調停調書または審判書謄本・確定証明書が必要となる。
- 150万円までの少額の仮払いは、家庭裁判所の手続きを経ずに、資金使途も問われずに払戻しができる。払戻金額の計算式は、相続発生時の口座預金額×1/3×払戻しを行う相続人の法定相続分。